

第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の概要

1 計画の概要

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、各市町村において策定する計画である。

本計画は、ごみの適正処理及び減量・資源化に関する「ごみ処理基本計画」と、生活排水の適正処理に関する「生活排水処理基本計画」で構成し、本市においては、「ごみ処理基本計画」を食品ロス削減推進法第13条に定められた「市町村食品ロス削減推進計画」を兼ねるものとして策定している。

2 計画の目的

第3次一般廃棄物処理基本計画期間における社会情勢の変化、国の法整備や計画策定、本市の経過を踏まえ、第4次一般廃棄物処理基本計画は、これまでのごみ処理の進捗を評価し、現在本市が直面している課題を整理した上で、環境及び市民をはじめとする各主体にとって負荷の少ない、適正かつ持続可能な廃棄物処理に向けた方針を明確にすべく策定するものである。

3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とする。

4 ごみ処理基本計画の概要

(1) 基本理念

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指して～モノを大切に 心豊かな生活を～

(2) 基本方針、施策の展開

基本方針及び施策			主な取組
基本方針1 ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充 ★家庭系ごみ ☆事業系ごみ	★施策1-1-1	2Rの推進	家庭系生ごみの減量、使い捨てプラスチックの削減、リユースの普及・拡大
	★施策1-1-2	分別の徹底	分別意識の醸成、ごみ組成の調査、不適正排出の調査・指導
	★施策1-1-3	資源化の検討	生ごみの資源化、紙おむつの資源化
	☆施策1-2-1	2Rの推進	事業系生ごみの減量、拡大生産者責任に基づくごみの削減
	☆施策1-2-2	適正排出の徹底	分別意識の醸成、排出状況の調査、小規模事業所が適正に排出できる体制の構築
	☆施策1-2-3	資源化の検討	食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導、紙おむつの資源化、事業系ごみの最適な資源化
基本方針2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	施策2-1	安定的な処理体制の整備・維持	広域連携、家庭系ごみ戸別収集、声かけふれあい収集、事業系手数料の見直し・家庭系有料化の定着、災害時の協力支援体制、ごみ処理施設等のあり方の検討
	施策2-2	持続可能な処理の推進	環境負荷の低減(地球温暖化対策)、市民負担・処理コストの軽減
	施策2-3	不法投棄等の対策	不法投棄対策、持ち去り対策
	施策2-4	事業所としての市の取組	市施設における3R、再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進
基本方針3 食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)	施策3-1	食品ロスの削減	食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究、家庭における削減、飲食店等における削減
	施策3-2	未利用食品の活用	フードドライブの実施
基本方針4 市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化	施策4	3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組	市民・事業者との連携、環境教育、各主体との連携・協働、滞在者に対する協力の呼びかけ

※基本方針3を食品ロス削減推進計画として位置付け

(3) 計画の目標

指標	基準年度実績値[R5]	目標値[R17]
ごみと資源物の排出量	53,894t	50,767t
資源化率	58.5%	73.3%
焼却量	22,484t	10,190t
温室効果ガス排出量	8,274t-CO ₂	3,750t-CO ₂

5 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念

地域住民の理解と協力のもとに、公共下水道による処理を基本とし、より快適で豊かな水環境を創出できるよう努めることとします。

(2) 基本方針

基本方針1 生活排水の適正処理
基本方針2 下水道処理人口接続率の向上
基本方針3 浄化槽の適正な維持管理
基本方針4 し尿・浄化槽汚泥のより効率的な処理
基本方針5 効率的な処理体制の確立

(3) 計画の目標

指標	基準年度実績値[R6]	目標値[R17]
生活排水処理率	93.3%	93.9%

6 策定のポイント

- ・ごみの広域処理：
令和7年度（2025年度）から広域処理に移行した体制で安定的な処理を推進
未定となっている令和17年（2035年）以降の処理体制を第4次計画期間内に検討
- ・新たな資源化：生ごみ、紙おむつの資源化の実現を目指して引き続き検討
- ・プラごみ対策：
国の方向性を踏まえ、市民や民間事業者等と連携したプラスチックごみ対策を推進
- ・地球温暖化対策：関連計画とともに施策を推進し、ごみ処理に伴う環境負荷を削減